

高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○高圧ガス保安法関係手数料令(平成九年政令第二十一号)	1
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)	2

改正案

現行

別表第三（第三条関係）

別表第三（第三条関係）

納付しなければならない者  一 容器検査又は容器再検査を受けようとする者 イ（略） ロ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（イに掲げるものを除く。）	金額
二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	(略)

納付しなければならない者  一 容器検査又は容器再検査を受けようとする者 イ（略） ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに掲げるものを除く。）	金額
二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	(略)

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇五十三（略）		
五十四 高压ガス保安法施行令第十八条第三号の規定に基づく高压ガス保安法第四十四条第一項並びに第四十五条第一項及び第二項に規定する	高压ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高压ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器再検査	イ（略） ロ 繊維強化プラスチック複合容器 ヅ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 又又は圧縮水素自動車燃料装置用容器 （イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇五十三（略）		
五十四 高压ガス保安法施行令第十八条第三号の規定に基づく高压ガス保安法第四十四条第一項並びに第四十五条第一項及び第二項に規定する	高压ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高压ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器再検査	イ（略） ロ 繊維強化プラスチック複合容器 ヅ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 （イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ

備考 一・二 (略)	五十五〜百九 (略)	容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九條第一項、第三項及び第四項に規定する容器再検査に関する事務	げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)〜(5) (略) ハ・ニ (略)

備考 一・二 (略)	五十五〜百九 (略)	容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九條第一項、第三項及び第四項に規定する容器再検査に関する事務	次に定める金額 (1)〜(5) (略) ハ・ニ (略)